

無期転換スタッフの皆様の新給与制度のご案内

2020年4月1日施行の改正派遣法に基づき、無期転換スタッフの皆様の給与制度を新たに制定します。2020年4月1日以降の就業分より適用いたします。

〰 職務内容・難易度に基づく、新たな“職務給”を設定します

賃金は、職務内容（職務の中核的な業務）・難易度に基づく職務給になります。

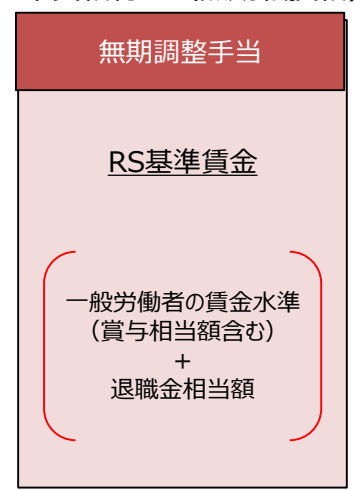
職務給の水準は職務内容・難易度ごとに、一般労働者の賃金水準として国が示していますので、派遣スタッフの皆様の職務給も、国の水準に従って決定することになります。

一般労働者の賃金水準（賞与相当額含む）に退職金相当額及び従事する職務の一般的な業務負荷等を勘案して決定した無期調整手当を加算し、無期転換給を設定します。

また、従来同様、特別な事情が生じた場合に、特別手当や移行措置手当を支給することがあります。

賞与・退職金も国の示す水準に従い支給します。
本来は、後払いの制度ですが、派遣スタッフについては、賃金に含み前払いすることも認められましたので、職務給および各種手当に賞与・退職金相当分を含めて前払いします。（※）

基本支給総額（無期転換給）



〰 通勤手当は、3万円（月額上限）支給します

支給総額とは別に、通勤交通費の実費（上限3万円）を非課税で支給します。通勤手当の算出方法は以下のとおりです。

- ① 通勤経路
登録されているご自宅住所から派遣就業先住所までの最短経路
※最短経路は自動計算システムによりリクルートスタッフィングが決定します。
- ② 通勤手当額
【原則】1カ月分の定期代
※出勤日数によっては、日額（IC利用時の運賃）×出勤日数分の支給となります。
※バスを利用する場合の算出方法は、「無期転換スタッフポケットブック」をご確認ください。

（※）一般労働者の賃金水準（賞与2%含む）+退職金（6%）+各種調整手当（賞与2%・退職金6%含む）